

八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修を促進することにより住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりに資するため、所有者又はその親族が居住し、又は居住する予定の住宅の耐震改修工事又は建替え工事を実施する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、木造住宅耐震改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された住宅について、当該評点が1.0以上となるように行う補強等（2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等に基づくもの）をいう。
- (3) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震改修の計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (6) 設計図書 建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき行われる補強等を行う工事及び当該補強工事に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者の設計及び工事監理に係るものをいう。
- (8) 建替え工事 次条第1項第5号に該当する住宅を除却し、当該住宅が存する敷地を含む敷地に新たな戸建て住宅を新築する工事であって、建築士の設計及び工事監理に係るものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存する住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、原則として、同年6月以降に増改築されていないもの
- (2) 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る。）で、地上階数が2以下のもの。
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 所有者若しくは配偶者又は所有者の二親等内の親族（以下「所有者等」という。）が、当該住宅に居住し、又は居住することを予定しているもの。
- (5) 建築士が行った耐震診断により、次のいずれかに該当するもの
 - ア 八戸市木造住宅耐震診断支援事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
 - イ 誰でもできるわが家の耐震診断（国土交通省監修、一般財団法人日本建築防災協会編

集)の結果、評点が7以下であるもの。

ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票(令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知別添)を活用し、倒壊の危険性があると判断されたもの。

2 この要綱に基づく補助対象住宅に対する補助は、当該住宅につき1回限りとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者等
- (2) 市税(市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税をいう。以下同じ。)を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施していない者
- (5) その他、過去に国又は地方公共団体等から補助金又は助成金等の交付を受けて、住宅の新築工事又は耐震改修工事を実施していない者

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げるいずれかの工事とする。

- (1) 耐震改修工事(第3条第1項第5号アに該当する住宅に限る。)
- (2) 建替え工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 耐震改修工事以外の増築工事及びリフォーム工事等
- (3) 建替え工事以外の建築工事及び外構工事等
- (4) 建替え工事に伴う、既存住宅の除却工事
- (5) 次のいずれかに該当する建替え工事

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)内に存するもの

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないもの

- (6) 市、県及び国の他の制度に基づく耐震改修工事又は建替え工事に関する補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事又は建替え工事に要する工事費、設計費及び工事監理費の合計（建替え工事を行う場合にあっては、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編国費の算定方法により算出した耐震改修に要する費用相当分に限る。）とし、補助金の額（以下「補助額」という。）は、補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は83万8千円のいずれか低い額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

(施工業者)

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

2 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写しその他申請者の本人確認ができる書類
- (2) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し、建物登記全部事項証明書等、補助対象住宅の所有者を確認できる書類
- (3) 確認済証の写し、建物登記全部事項証明書等、補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できる書類
- (4) 申請者及び補助対象住宅の居住者又は居住予定者が所有者以外である場合、配偶者又は所有者の二親等内の親族であることを確認できる書類（親族関係を明らかにできる戸籍謄本等）
- (5) 補助対象住宅の所有者が申請者以外にもいる場合及び申請者が補助対象住宅の所有者と異なる場合にあっては、工事同意書（別記第2号様式）
- (6) 代理申請の場合にあっては、委任状（別記第3号様式）
- (7) 耐震診断結果報告書の写し又は誰でもできるわが家の耐震診断若しくは旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
- (8) 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等（耐震改修工事の場合に限る。）
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建替え工事の場合に限る。）
- (10) 直近5年間の市税の滞納がない証明書又は添付書類省略に係る同意書（別記第4号様式）
- (11) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (12) 設計図書（案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面）
- (13) 建替え工事にあっては、その戸建て住宅の床面積の合計が300㎡未満の場合は、建築物省エネ法第27条第1項の規定に基づき建築士が発行する所定の事項を記載した説明書の写し、300㎡以上の場合は、建築物省エネ法第19条第1項の規定に基づく届出書の副本の写し（同条第4項に規定する所定の結果を記載した書面を提出した場合は、その写しを含む。）
- (14) 口座振替受領申出（変更届）票
- (15) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは、八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 規則第4条第2項の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- （1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあっては、八戸市木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第7号様式）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、八戸市木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出してその承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- （5）補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- （6）規則第19条本文の規定により市長の承認を受けないで財産を処分したことにより収入があった場合において、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（状況報告及び実地調査）

第12条 市長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条の補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- 2 前項の規定による報告は、八戸市木造住宅耐震改修支援事業状況報告書（別記第8号様式）を提出して行うものとする。

（完了確認）

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、八戸市木造住宅耐震改修支援事業工事完了報告書（別記第9号様式）を市長に提出し、現場確認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する現場確認を実施した場合は、その結果を八戸市木造住宅耐震改修支援事業工事完了確認通知書（別記第 10 号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、前条第 1 項の現場確認を受けた後に、八戸市木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書（別記第 11 号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書
- (3) 補助対象工事に係る部分、部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真
- (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
- (5) 建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の写し（建替え工事の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助事業者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者へ指示することができる。

（補助金の交付）

第 16 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第 17 条 補助金の請求は、第 15 条第 1 項の通知を受けた後において、八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書（別記第 13 号様式）を市長に提出して行うものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第 18 条 規則第 19 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日建設省発第 74 号建設事務次官通知）別表第 2 に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 30 日から実施する。